

栃木県 依存症対策推進計画



令和6(2024)年 3月

栃木県

県民の皆様へ



依存症は、日常生活に支障をきたしているにもかかわらず、アルコールや薬物などの特定の物質やギャンブルやゲームなどの特定の行動をやめることができなくなってしまう状態のことを指します。

また、適切な治療や支援を受けることで十分に回復が可能であるにも関わらず、「依存症になるのは本人の意志が弱いから」などの誤った認識を多くの方が持たれていることから、依存症で悩んでいる当事者やその家族等が誰にも相談できず、社会で孤立してしまい、早期に適切な治療や支援につながりづらいことが問題として指摘されています。

さらに、依存症は本人の心身の健康被害だけでなく、DVや虐待、ケアラーなどの家族に関する問題や多重債務、飲酒運転による交通事故などの重大な社会問題とも関連しています。

こうした背景を踏まえ、本県では依存症対策を推進するため、令和2（2020）年3月に「栃木県アルコール健康障害対策推進計画」、令和3（2021）年3月に「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2期計画）」を策定し、アルコール健康障害対策や薬物乱用防止に向け、「予防教育や正しい知識の普及啓発」、「相談支援体制の整備及び充実」、「監視指導及び取締りの強化」、「依存症に係る治療の充実」などの取組を推進して参りました。

また、令和3（2021）年3月に、栃木県精神保健福祉センター内に「栃木県依存症相談拠点機関」を設置し、様々な依存症に係る普及啓発・情報発信や県内の相談支援体制の整備を図ってきました。

こうした中、「栃木県アルコール健康障害対策推進計画」が令和5（2023）年度に終期を迎えることから、今般、同計画に「薬物依存症」及び「ギャンブル等依存症」などに係る対策を加え、依存症対策全般に係る県の指針として、新たに「栃木県依存症対策推進計画」を策定することとしました。

今後は本計画に基づき、依存症の「発生予防」、「早期発見・早期介入・早期治療」、「再発防止・回復支援」の各段階に応じた対策及び支援を推進し、誰も孤立することがなく、人と人との「つながり」が生まれ、お互いが支え合える“とちぎ”の実現を目指して参ります。

結びに、本計画の策定にあたり御協力を賜りました栃木県依存症対策推進計画策定協議会の委員の皆様及び栃木県依存症関連機関連携会議に御出席いただきました関係する機関及び団体の皆様をはじめ、関係各位に対しまして心から感謝を申し上げます。

令和6（2024）年3月

栃木県知事 福田富一

目 次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 現状及び課題

- 1 現 状
 - (1) アルコール健康障害について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - ア 定 義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - イ 栃木県アルコール健康障害対策推進計画の評価・・・・・ 3
 - ウ 現 状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 薬物依存症について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - 現 状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) ギャンブル等依存症について・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - ア 定 義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - イ 現 状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - ウ 関連して生じる問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 重点課題等
 - (1) とちぎの精神保健福祉に関する県民意識調査（令和5（2023）年3月）・・・・・ 20
 - (2) 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第3章 基本理念等

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第4章 共通施策（重点課題に対する取組）

- 1 重点課題①「依存症に関する正しい認識を持っている県民の割合が少ない」
に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 重点課題②「多機関において連携した支援を提供できる体制が十分に整備されていない」
に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 3 重点課題③「県民に対する相談支援窓口の周知が十分でない」
に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第5章 具体的施策

- 1 アルコール
 - (1) 発生予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - ア 教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

イ	普及啓発の実施	30
ウ	不適切な飲酒の誘因防止	31
	本計画における数値目標	31
(2)	早期発見・早期介入・早期治療	32
ア	健康診断及び保健指導	32
イ	相談支援窓口の周知	32
ウ	相談支援	32
エ	医療の充実	33
オ	切れ目ない支援体制の整備	33
カ	飲酒運転等をした者や暴力・虐待・自殺未遂をした者に対する指導等	33
キ	人材の育成	33
(3)	回復支援・再発予防	35
ア	社会復帰支援	35
イ	民間支援団体の活動に対する支援	35

2 薬 物

(1)	発生予防	36
ア	児童生徒の薬物乱用防止意識の向上	36
イ	普及啓発の実施	36
ウ	医療機関及び業者等への指導	37
(2)	早期発見・早期介入・早期治療	38
ア	相談支援窓口の周知	38
イ	相談支援	38
ウ	医療の充実	39
エ	切れ目ない支援体制の整備	39
オ	人材育成	39
(3)	回復支援・再発予防	40
ア	社会復帰支援	40
イ	民間支援団体の活動に対する支援	40
ウ	相談支援	40
エ	医療の充実（再掲）	41

3 ギャンブル

(1)	発生予防	42
ア	教育の振興	42
イ	普及啓発の実施	42
(2)	早期発見・早期介入	43
ア	相談支援窓口の周知	43
イ	相談支援	43

ウ	医療の充実	44
エ	切れ目ない支援体制の整備	44
オ	人材育成	44
(3)	回復支援・再発予防	45
ア	社会復帰支援	45
イ	民間支援団体の活動に対する支援	45
ウ	多重債務問題に対する取組	45
エ	相談支援（再掲）	46
オ	人材育成（再掲）	46
(4)	事業所・財務事務所の取組	47
ア	宇都宮競輪場	47
イ	栃木県遊技業協同組合	48
ウ	関東財務局宇都宮財務事務所	49

4 その他の依存症への対策

(1)	ゲーム障害について	50
ア	臨床的特徴	50
イ	ゲーム使用の現状	50
ウ	ゲーム障害による心身や社会生活への影響	50
エ	本県における取組	51
(2)	SNSや動画等に関連する依存について	51
(3)	対策の方向性	51

第6章 推進体制

1	関連施策との有機的連携	52
2	計画の進行管理	52
3	計画の見直し	52

資料編

1	栃木県依存症対策推進計画策定の経過	53
2	栃木県依存症対策推進計画策定協議会委員一覧	53
3	依存症関連機関連携会議構成機関・団体一覧	54
4	用語の解説	55
5	関係各法	56
(1)	アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）	56
(2)	栃木県薬物の濫用の防止に関する条例	60
(3)	栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則	64
(4)	ギャンブル等依存症対策基本法	66